

水道だより

令和4年7月発行
山都町環境水道課
山都町浜町6番地
TEL.0967(72)4002

違法な水道配管（クロスコネクション）になっていませんか？

違法な配管（クロスコネクション）は、社会的に重大な事故を引き起こしかねません。指定給水装置工事事業者はもちろん、水道をご利用のお客様にもご理解とご協力をお願いします。

クロスコネクションとは？

『町の水道管』と『井戸水など水道以外の管』が直接つながっている状態のことをいいます。バルブ（止水栓）や逆流防止弁を設置して使用している場合も該当し、管が直接つながっていても、水道の蛇口と井戸水などの蛇口がホースなどで繋がった場合も同様となります。

禁止されている理由

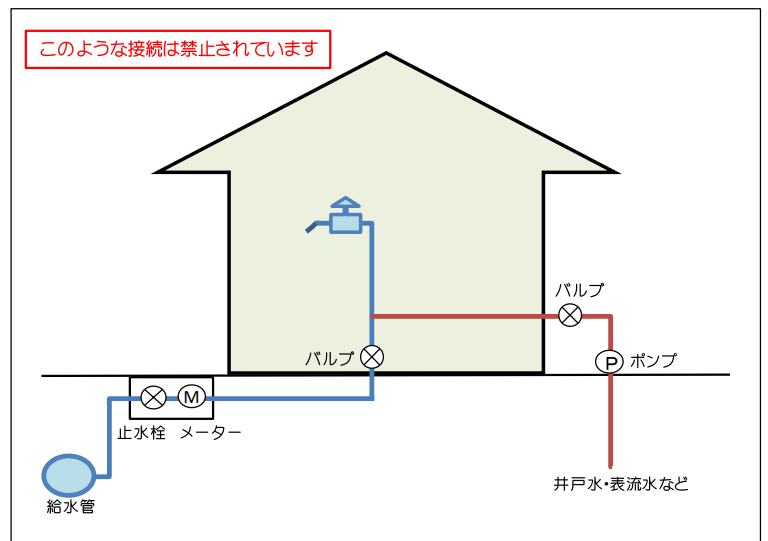
町の水道管と井戸水などの水道以外の管が直結されているとバルブの故障や操作不良などにより水道管に水道水以外の水が逆流する場合があります。

もし、水道水以外の水が汚染（濁水、細菌等）されていた場合、広範囲に健康被害を及ぼす恐れがあるため、水道水の安全性を確保するという公衆衛生上の観点から、水道法により固く禁止されています。

クロスコネクションを発見した場合

クロスコネクションを発見した場合、速やかにクロスコネクションの解消（物理的切り離し）を実施するよう指導しますが、すぐに改善されない場合は、水道法および山都町水道事業給水条例に基づき、水道の給水を停止することがあります。

また、法令に基づき罰則（懲役5年以下または罰金100万円以下）が発生する場合があります。



水道料金のお支払いについて

水道料金の支払い方法は、納付書及び口座振替があります。

水道料金の納期限は、毎月25日（休日の場合は翌営業日）を定めています。

納付書での支払い方法

水道を使用した翌月に納付書を送付しています。

支払いは下記口内金融機関の窓口または、山都町役場会計課、各支所住民福祉係にてお支払いください。

口座振替での支払い方法

ご指定預金口座から毎月自動的に引き落としを行います。

口座振替での支払いにはお申込が必要です。

お申込みは、町内の金融機関および役場窓口に申込用紙がありますので、必要箇所にご記入・押印（通帳印）のうえ、ご指定の金融機関へご提出ください。

なお、申込みの手続きや引き落としには手数料はかかりません。

◀取扱金融機関▶

肥後銀行・宮崎銀行・熊本銀行・熊本県信用組合・上益城農業協同組合・阿蘇農業協同組合・九州内の郵便局及びゆうちょ銀行（ただし、沖縄県ではお取扱いできません）

水道料金の未納について

大多数の水道使用者の皆様は納期限までに水道料金をお支払いいただいておりますが、一部の水道使用者にお支払いが遅れたり、再三にわたる催告にもかかわらずお支払いいただけない方、いわゆる「水道料金未納者」がいらっしゃいます。

未納は収入の確保という点のみならず、督促状等の郵送代など徴収業務の費用が発生するなど、正しくお支払い頂いているほかの水道使用者全てに多大なご迷惑をかけることとなります。

給水停止の執行について

現在、山都町では督促状等の発送や電話等による催告によっても納付いただけない未納者に対して、法律等に基づき給水停止を執行しています。

水道料金の支払いが3ヶ月以上未納になった場合、あるいは、たとえ1月末納でも水道料金が高額である場合、誓約不履行など悪質であると認めた場合などは、必要に応じて給水停止を執行することで収納の適正化に努めています。

なお、お支払いが困難な場合には納付相談を行っておりますので、担当課までご連絡ください。

令和3年度滞納による給水停止件数

14件

令和4年3月末現在